

やまぐちプレミアム食事券利用者規約（電子クーポン券用）

第 1 条（総則）

本規約は、山口県が発行する「やまぐちプレミアム食事券」のうち、電子クーポン券にかかるものについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）がやまぐちプレミアム食事券を購入及び使用する場合には、本規約が適用されます。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「やまぐちプレミアム食事券」

山口県内の取扱加盟店にて、令和 4 年 12 月 31 日までやまぐちプレミアム食事券取引が出来る山口県発行の電子クーポン券をいいます。

2 「事務局」

やまぐちプレミアム食事券事務局をいいます。

3 「利用者」

山口県が規定した本規約を承諾のうえ、やまぐちプレミアム食事券を取扱加盟店で使用する者をいいます。

4 「取扱加盟店」

やまぐちプレミアム食事券加盟店規約を承諾のうえ、所定の申込書にて山口県に申し込み、山口県が承認した個人、法人および団体をいいます。

5 「やまぐちプレミアム食事券取引」

利用者が取扱加盟店より飲食の提供を受けた場合に、その売上相当額を電子クーポン券で取引することをいいます。

6 「二次元バーコード」

電子クーポン券取引に関し、事務局が発行する QR コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って事務局が取扱加盟店に発行し、事務局が指定する方法により取扱加盟店が利用者に提示するもので、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店または事務局が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における電子クーポン券取引に必要な情報を記録したものをいいます。

（「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です）

7 「電子クーポン券精算」

利用者が電子クーポン券を取扱加盟店で利用した際に、二次元バーコードを読み取ること等により、電子クーポン券を使用済み又は金額減算することをいいます。

8 「公式サイト」

やまぐちプレミアム食事券の広報・案内の窓口となるウェブサイトのことをいいます。

9 「電子クーポン専用アプリ」

利用者がやまぐちプレミアム食事券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で使用する電子クーポン専用アプリのことをいいます。

第 3 条（電子クーポン専用アプリの利用者情報）

1 やまぐちプレミアム食事券（電子クーポン券）は、本規約の内容を確認し、承諾した

方のみ、電子クーポン専用アプリから利用者情報を登録した上で購入することができるものとします。

- 2 やまぐちプレミアム食事券は、事務局が運営する電子クーポン専用アプリのみで購入することができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽止その他運営管理上やむを得ない事由により、電子クーポン専用アプリの利用又は電子クーポン専用アプリが発行できないことがあるものとします。
- 3 やまぐちプレミアム食事券の購入は、通信可能なモバイル端末（以下「スマートフォン」という。）を保有していることを条件とします。
- 4 やまぐちプレミアム食事券を購入するに際しては、氏名、住所その他利用者情報として必要な情報を正確に登録するものとします。
- 5 前項に違反して、虚偽の利用者情報を登録し、若しくは登録しようとした利用者について、事務局は、やまぐちプレミアム食事券の利用者情報登録を拒否し、又は購入済みのやまぐちプレミアム食事券の無効化その他必要な措置を取ることができるものとします。また、事務局は、登録情報に虚偽、誤り、又は記入漏れがあったことにより利用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
- 6 利用者は、利用者として登録した情報（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合、速やかに登録情報の変更を行うものとします。登録情報の変更がなされなかったことにより利用者に生じた損害について、事務局は、一切の責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われるものとします。

第 4 条（パスワード等）

電子クーポン専用アプリの ID 及びパスワード等は、他人に知られることがないように利用者が責任をもって管理するものとします。事務局は、入力又は利用された ID 及びパスワード等の組合せが利用者の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、利用者による利用があったものとみなします。事務局は、盗用、不正利用その他の事情により利用者のアカウントを当該会員以外の第三者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 5 条（使用者の負担）

やまぐちプレミアム食事券の使用に関わる、利用者のスマートフォン等の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

第 6 条（やまぐちプレミアム食事券の発行申し込み、発行、購入）

利用者は、本規約の内容を確認し、承諾の上、第 3 条に定める電子クーポン専用アプリの利用者情報登録を行った上で、やまぐちプレミアム食事券の購入申し込みを行うものとします。

1 やまぐちプレミアム食事券の購入に関する留意事項

- (1) 天変地異、停電、機械・システムの障害、システムの保守点検、やまぐちプレミアム食事券の偽造等の悪用発生状況その他運営管理上やむを得ない事由により、やまぐちプレミアム食事券の販売を一時的に停止する必要があることを、利用者は了承する

ものとしします。

(2)利用者は、通信端末を保有していることが条件となります。

(3)利用者は、利用予定の取扱加盟店において、利用するスマートフォンが通信可能エリアであり、購入サイトの利用が可能であることを自己の責任において確認の上、やまぐちプレミアム食事券を購入するものとしします。利用者は、第三者から登録済みの利用者情報の譲渡、貸与等を受けて、購入してはならないものとしします。

(4)利用者は、取扱加盟店がやまぐちプレミアム食事券を不正に利用することを知りながら、購入してはならないものとしします。

(5)利用者は、やまぐちプレミアム食事券の発行を受けた後は、いかなる場合においても、やまぐちプレミアム食事券の払戻しは行わないものとしします。

2 やまぐちプレミアム食事券の発行申込み、発行、購入

(1) 保有者希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンに電子クーポン専用アプリ（利用者）をダウンロードできる者）は、電子クーポン専用アプリ（利用者）を自らのスマートフォンにダウンロードし、電子クーポン専用アプリ（利用者）を通じて登録したうえで、事務局が規定する一操作当たりの購入限度の範囲内において、商品券の発行を申し込みます。

(2) やまぐちプレミアム食事券の発行の申し込を行った利用者は、コンビニエンスストアで申し込み金額と同数の金額をチャージし、やまぐちプレミアム食事券（電子クーポン券）を獲得します。なお、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、やまぐちプレミアム食事券の発行を休止または停止する場合があることを利用者はあらかじめ承諾するものとしします。

(3) 保有者は、発行されたやまぐちプレミアム食事券の残高および利用履歴を、電子クーポン専用アプリ（利用者）を利用して確認することができます。

(4) やまぐちプレミアム食事券の発行、購入に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとしします。

第 7 条（やまぐちプレミアム食事券の利用）

1 保有者は、取扱加盟店の確認の下、取扱加盟店店頭にて保有するスマートフォンを提示し、取扱加盟店における二次元バーコードを読み取り、取扱加盟店が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当する金額を入力することで、保有者の保有する金額残高から当該金額を減じる方法で、やまぐちプレミアム食事券を取扱加盟店との間のやまぐちプレミアム食事券使用取引の決済に利用することができるものとしします。提示するやまぐちプレミアム食事券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。但し、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱加盟店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとしします。

2 保有者は、事前に二次元バーコードをキャプチャした画像、その他、電子クーポン専用アプリ（利用者）及びこれらに表示される二次元バーコード（QRコード）の複製物を提示する形での商品券の利用はできません。

3 保有者は、やまぐちプレミアム食事券使用取引の完了後、電子クーポン専用アプリ（利用者）により利用残高が正しく表示されていることを確認するものとしします。

4 やまぐちプレミアム食事券の利用に要する、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は利用者が負担するものとしします。

第 8 条 (やまぐちプレミアム食事券の管理等)

- 1 利用者はやまぐちプレミアム食事券を利用者の責任のもと管理しなければなりません。
- 2 利用者はやまぐちプレミアム食事券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、山口県は一切の責任を負いません。

第 9 条 (やまぐちプレミアム食事券取引)

- 1 利用者は、自己の保有するやまぐちプレミアム食事券の金額から任意の決済金額を入力し又はやまぐちプレミアム食事券を提示して、やまぐちプレミアム食事券取引を行うものとします。
- 2 利用者は、やまぐちプレミアム食事券取引時に、やまぐちプレミアム食事券取扱加盟店名、使用金額を必ず確認するものとします。
- 3 利用者はやまぐちプレミアム食事券取引時に、購入金額の範囲内で 1 円単位にて使用可能とします。
- 4 やまぐちプレミアム食事券取引において、いかなる場合であっても、現金での釣り銭は支払われません。
- 5 やまぐちプレミアム食事券取引後の返金対応はできません。

第 10 条 (取扱加盟店との紛争)

利用者は、取扱加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は取扱加盟店との間で解決するものとし、山口県はその責任を負いません。

第 11 条 (やまぐちプレミアム食事券の有効期限・使用可能期間)

- 1 やまぐちプレミアム食事券の有効期限・使用可能期間は、やまぐちプレミアム食事券を取得した日から、令和 4 年 12 月 31 日 23 時 59 分までです。
- 2 有効期限は、スマートフォンで確認することができます。
- 3 有効期限を経過した場合、やまぐちプレミアム食事券の利用・払い戻しは一切できなくなります。
- 4 有効期限内であっても、取得したやまぐちプレミアム食事券の払い戻しは出来ません。

第 12 条 (個人情報等の収集および利用)

山口県は、やまぐちプレミアム食事券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- 1 個人情報とは、やまぐちプレミアム食事券購入において提供を受けた、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、性別等、特定の個人を識別できる情報をいいます。
- 2 個人情報の共同利用
 - (1) 共同利用することのある項目
 - ① 氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、性別、やまぐちプレミアム食事券の使用場所、使用日、使用金額等、特定の個人を識別できる事項。
 - ② お問い合わせに関する事項。
 - ③ サービス提供に関する事項。

(2) 共同利用の目的

- ①やまぐちプレミアム食事券の運営及びサービス提供
- ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③電子メール等の通知手段による情報発信
- ④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑥上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

- ①山口県
- ②やまぐちプレミアム食事券事務局（業務委託事業者：近畿日本ツーリスト株式会社山口営業所）

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、山口県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第 13 条（業務委託）

山口県は、やまぐちプレミアム食事券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第 14 条（使用停止または中止）

1 山口県または取扱加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、やまぐちプレミアム食事券の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、やまぐちプレミアム食事券の全部または一部を使用することができません。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、二次元バーコードの故障、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
- (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
- (4) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づきやまぐちプレミアム食事券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害等について、山口県は一切の責任を負いません。

第 15 条（使用の一時停止および中止）

山口県または取扱加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、利用者のやまぐちプレミアム食事券取引は出来ず、保有するやまぐちプ

レミアム食事券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- 1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- 2 やまぐちプレミアム食事券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。
- 3 やまぐちプレミアム食事券の使用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- 4 やまぐちプレミアム食事券取得申込に虚偽が発覚した場合。

第 16 条（調査協力及び証拠提出）

- 1 偽造、変造、模造等されたやまぐちプレミアム食事券に起因する売上等が発生した場合、又は発生する可能性がある場合に、事務局がやまぐちプレミアム食事券の利用状況等の調査の協力を求めたときには、利用者はこれに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を提出しなければならないものとします。
- 2 前項に掲げる場合において、事務局から指示があった場合もしくは利用者が必要と判断した場合には、利用者は所轄警察署等へ被害届を提出するものとします。
- 3 前項に定める取引が行われた場合、又は取引が行われた可能性がある場合についても、第 1 項と同様とします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 山口県は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有するやまぐちプレミアム食事券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、山口県は、かかる疑いの内容およ

び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有するやまぐちプレミアム食事券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第 18 条（やまぐちプレミアム食事券の終了）

山口県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、やまぐちプレミアム食事券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

第 19 条（規約の変更）

本規約を変更する場合、山口県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

利用者は、やまぐちプレミアム食事券に関して山口県との間に紛争が生じた場合、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 21 条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 22 条（お問い合わせ窓口）

やまぐちプレミアム食事券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

やまぐちプレミアム食事券（コールセンター）

- ・ 事業者（飲食店等）専用ダイヤル **083-902-1712**（受付時間 9：45～17：45）
- ・ 利用者（消費者）専用ダイヤル **083-902-1711**（受付時間 9：45～17：45）
- ・ 電子クーポン（飲食店等・消費者共通）

専用ダイヤル **050-3852-3085**（受付時間 9：45～17：45）

附則

（施行期日）

本規約は、令和 4 年 6 月 1 日から適用します。

制定 令和 4 年 6 月 1 日

改定 令和 4 年 9 月 1 日